

# 払込票決済サービス利用規約

## 第1章 通則

### (適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、払込票決済サービスに係るPGマルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PGマルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第3章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第3章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第3章、第1章の順に適用される。

### (用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 払込票       | 払込票等のうち、指定コンビニで、買主が代金等を支払うための用紙  |
| (2) コンビニ各社    | 払込票決済事業者が代金等収納業務に関する契約を締結しているコンビニエンスストア各社  |
| (3) 払込票決済     | 甲が買主から支払いを受ける代金等を買主が払込票を用いて指定コンビニにおいて支払った場合に、払込票決済事業者が代金等をコンビニ各社から收受した上で、代金等から払込票決済事業者所定の手数料等を控除した残額をPGへ支払い、PGが甲を代理してこれを受領すること |
| (4) 払込票決済サービス | PGが提供する払込票決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの   |
| (5) 払込票決済事業者  | 指定コンビニに係るコンビニ各社との間及びPGとの間で、それぞれ払込票決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者   |

### (払込票決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 払込票決済サービスのうち、コンビニ決済に関する内容は、利用規約第3章に定めるとおりとする。

### (払込票決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が払込票決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPGに提出した後、払込票決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び払込票決済サービスの提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、払込票決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、払込票決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供可意思日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

### (払込票決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、払込票決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

## 第2章 ゆうちょ振替MT代行サービス

### (適用範囲)

第6条 本章の規定は、甲がPGを通じて払込票決済事業者の提供する払込票決済サービスの付加サービスとして「ゆうちょ振替MT代行サービス」を利用する場合に適用されるものとし、その利用のための手続き、その内容等について定める。

2. ゆうちょ振替MT代行サービスとは、甲が買主から支払いを受ける代金等を、払込票決済事業者が口座を開設しているゆうちょ銀行の振替口座にゆうちょ銀行及び郵便局の窓口（以下合わせて「取扱店」という）において、買主が払込票を用いた払込みにより支払った場合に、払込票決済事業者が当該代金等をゆうちょ銀行から收受し、PGを通じて甲の指定する金融機関口座に振り込むことに関する以下の内容を有する払込票決済事業者の行為をいう。

- (1) 払込票決済事業者は、取扱店において、代金等の支払いの受付をする。
- (2) 払込票決済事業者は、ゆうちょ銀行の振替MTサービスに係るデータを収集し、電子計算機処理をしてそのデータをPGを通じて甲に送付する。
- (3) 払込票決済事業者は、取扱店で買主が料金代金等の支払いをした場合、取扱店による収納金をゆうちょ銀行を通じて取りまとめ、PGを通じて甲に送金する。

### (規定の読み替え)

第7条 本章に定めのない条項については、第1章の規定中「コンビニ各社」とあるのは「ゆうちょ銀行」と、「指定コンビニ」とあるのは「取扱店」と読み替えて適用する。

### (収納代行に利用できる振替口座等)

第8条 甲がゆうちょ振替MT代行サービスを利用できる取扱店においては、ゆうちょ銀行からあらかじめ指定された払込票決済事業者名義又は払込票決済事業者名義の別名口座（以下「払込票決済事業者口座」という）を利用するものとする。

2. 甲は、甲が使用する払込票が払込票決済事業者口座を利用した収納代行であることを買主に周知の上、PGが指定した払込票を用いて、取扱店において支払いすることを案内するものとする。
3. ゆうちょ銀行の電信振替、インターネットバンキング、その他金融機関からの振込及びゆうちょ振替MT代行サービスに必

要な情報がない払込票は、ゆうちょ振替MT代行サービスでの取扱いができないものとする。但し、緊急時その他やむを得ない場合は、この限りではない。

### 第3章 アプリ払込票決済サービス

#### (適用範囲)

第9条 本章の規定は、甲がPGを通じて払込票決済事業者の提供する払込票決済サービスの付加サービスとして「アプリ払込票決済サービス」を利用する場合に適用されるものとし、その利用のための手続き、その内容等について定める。

2. アプリ払込票決済サービスにおいて、アプリ払込票決済事業者は、以下の内容を行う。
  - (1) アプリ払込票決済事業者は、指定アプリにおいて、代金等の支払いの受付をする。
  - (2) アプリ払込票決済事業者は、アプリ払込票決済サービスに係るデータを収集し、電子計算機処理をしてそのデータを、PGを通じて甲に送付する。
  - (3) アプリ払込票決済事業者は、指定アプリで買主が料金代金等の支払いをした場合、指定アプリで決済された収納金を、決済事業者各社を通じて取りまとめ、PGを通じて甲に送金する。
3. 本章に定めのない条項については、第1章の規定を準用する。

#### (用語の定義)

第10条 本章における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) アプリ払込票       | 払込票等のうち、決済事業者各社が提供するアプリ（以下「指定アプリ」という）で買主が代金等を支払うためのバーコード情報等が記載されている用紙   |
| (2) 決済事業者各社      | アプリ払込票決済事業者が代金等収納業務に関する契約を締結している決済事業者各社   |
| (3) アプリ払込票決済     | 甲が買主から支払いを受ける代金等を買主がアプリ払込票を用いて指定アプリを用いて支払った場合に、アプリ払込票決済事業者が代金等を決済事業者各社から収受した上で、代金等からアプリ払込票決済事業者所定の手数料等を控除した残額をPGへ支払い、PGが甲を代理してこれを受領すること |
| (4) アプリ払込票決済サービス | PGが提供するアプリ払込票決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの   |
| (5) アプリ払込票決済事業者  | 指定アプリに係る決済事業者各社との間及びPGとの間で、それぞれアプリ払込票決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者   |

#### (PGの免責)

第11条 次の場合には、甲はアプリ払込票決済サービスを利用することができず、PG、決済事業者各社、及びアプリ払込票決済事業者は、いずれもアプリ払込票サービスの不提供又は不具合に関して責任を負わない。

- (1) アプリ払込票に記載されたバーコード情報が適切でない場合
- (2) 当該アプリ払込票により支払うべき代金等が支払済であると確認できる場合
2. 買主が指定アプリを用いた代金等の支払い後、アプリ払込票を用いて再度当該代金等を支払った場合（コンビニでの支払いを含むが、これに限られない）、PG、決済事業者各社、及びアプリ払込票決済事業者は、買主への対応、買主への返金に関与せず、甲の責任で対応しなければならないものとする。

#### (商標の使用)

第12条 甲は、買主に料金等の支払方法を示す場合に限り、払込票及び広報媒体に決済事業者各社の商標を使用することができ、その他の場合は、決済事業者各社の商標を使用してはならない。

2. 甲は、PGが甲による前項の商標の使用を不適切と判断した場合、使用方法を改善又は商標の使用を中止しなければならない。

#### (アプリ払込票決済サービスの決済金額)

第13条 アプリ払込票決済サービスによる1回あたりの決済可能金額は、PG所定の金額を上限とする。当該金額は、PG所定の方法で通知又は開示することにより設定・変更できる。

#### (決済事業者各社のプライバシーポリシーへの同意)

第14条 甲は、アプリ払込票決済サービスで利用する決済事業者各社のプライバシーポリシーの内容を承諾の上、アプリ払込票決済サービスの申込みを行う。

以上